



私にもできる
心のバリアフリー

みんなが暮らしやすい
まちをつくらう

指導者用別冊
(完成案)
地域福祉部福祉総務課

ハンドブックがより使いやすくなるよう、活用後のアンケートにご協力をお願いします。児童向けアンケートもありますので、児童への回答のご協力もあわせてお願いします。

二次元コード

←児童向けアンケート (Graffer)

二次元コード

←活用後アンケート (Graffer)

はじめに . . . 4

1 まちの中にあるバリア

(1) 目的、この単元のポイント . . . 6

★ (2) ワークに取り組むうえでのポイント . . . 8

(3) 参考リンク . . . 13

2 「心のバリアフリー」のためにできること

(1) 目的、この単元のポイント . . . 15

★ (2) ワークに取り組むうえでのポイント . . . 17

(3) 具体的な対応例／声かけについて . . . 19

☆ (4) 声かけをしてもらってうれしかったことやしてほしいことなど (肢体不自由者) ・ 23

☆ (5) 声かけをしてもらってうれしかったことやしてほしいことなど (視覚障がい者) ・ 26

☆ (6) 声かけをもらってうれしかったことやしてほしいことなど (聴覚障がい者) ・ 29

☆ (7) 声かけをもらってうれしかったことやしてほしいことなど . . . 32

(知的／発達障がい者)

優先度がわかるよう、
★☆印をつけています。

★…メインで行うと良い内容
(1単元につき、30分程度)

☆…メインと合わせて行うと
効果が期待できる内容
(1単元につき、10～15分程度)

3 いろいろな人の声を聞いてみよう

- ☆ ～肢体不自由者～ . . . 35
- ☆ ～視覚障がい者～ . . . 38
- ☆ ～聴覚障がい者～ . . . 43
- ☆ ～知的障がい者／発達障がい者～ . . . 47
- ・その他、まちにはさまざまな人がいます . . . 50
- ・参考リンク . . . 52

4 もっとバリアフリーを進めるために

- (1) 参考リンク . . . 54
- (2) いろいろなマーク紹介／掲載マークの引用元リンク . . . 56
- ☆ (3) 身体障害者補助犬について／補助犬ユーザーが行っていること . . . 59

5 みんなが暮らしやすいまちをつくろう . . . 62

6 先生や保護者の方へ（用語集）

- (1) 「障がい者」の「害」の字について . . . 64
- (2) 参考文献／参考リンク . . . 67

「心のバリアフリー(注1)ハンドブック」は、2002年に作成して以降、総合的な学習の時間等、障がいのある人の理解について学ぶ機会が多い小学4年生を中心に、市民へ広く配布をしてまいりました。一方で、社会環境は「障害の社会モデル(注2)」への理解が進み、「合理的配慮(注3)」については、2024年10月に「町田市障がい者差別をなくし誰もがともに生きる社会づくり条例」が施行され、行政・民間事業者については義務、市民は努力義務、また、障がいのある人にも発信の努力義務がなされるなど、大きく変化しています。このような情勢に対応し、今後更なる普及啓発を進められるよう、2025年4月に冊子の改定を行いました。

この指導者用別冊では、教育現場でハンドブックを使用する際に参考となる考え方やポイントについてまとめてあります。これは、小学校の学習指導要領の「総合的な学習の時間」の目的である「横断的・総合的な学習や探究的な学習を通して、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成するとともに、学び方や物の考え方を身につけ、問題の解決や探究活動に主体的、創造的、協同的に取り組む態度を育て、自己の生き方を考えることができるようにする。」に沿うような内容としています。

身の回りにいる障がいのある人などを理解し、問題解決に向けた意見交換など創造的な学習に取り入れられることを期待します。

注1:町田市福祉のまちづくり総合推進条例では、「心のバリアフリー」について、「心の中にある先入観、偏見等の障壁を取り除き、すべての人の存在をお互いに理解し、支え合う考え方をいう。」と定義しています。すべての人が基本的人権を尊重され、自らの意思で行動し、あらゆる分野の活動に参加できるよう、地域社会における連携を深め、相互に協力する必要があります。

注2:障がい者が日常生活又は社会生活において受ける制限は、心身の機能の障がいのみならず、社会における様々な障壁(バリア)と向き合うことによって発生するという考え方です。そのため、障壁を取り除くのは社会の責務であるとし、社会全体の問題として捉えます。

注3:障がい者から、社会的障壁を取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、その実施に伴う負担が重すぎない範囲で対応することです。お互いに建設的に話し合い、納得のいく方法を見つけることが重要です。

◆期待される学習効果

福祉・健康	障がい者や高齢者を取り巻く状況の理解
ボランティア活動などへの参加	まちの中で困っている人に声をかけ、協力する意識の醸成、実体験による交流
各種団体との連携	障がい者団体、社会福祉協議会、交通事業者など
道徳	<ul style="list-style-type: none"> ・差別や偏見のない、誰もがいきいきと暮らすことのできる社会を目指す ・公共交通機関や公共施設における適正利用など、マナーを身につける
国語、社会など横断的学習	調べる、話を聞く、ディスカッションする まとめる、発表する力を身につける

◆授業での活用方法

障がい当事者による講話などの福祉教育が予定されている場合は、事前に障がい者理解を深めるための教材としてご活用ください。

人権教育等でも読み物として活用することができます。

1 まちの中にあるバリア

イラストを見て、ワークをやってみましょう！

車いすを使っている Aさんの場合

いつもは車いすでイスイ移動しているAさん

あ、お店に入れない

どうしたんだろう？

目が見えない Bさんの場合

まわりに行きたくない

楽しみな

いつもは杖を使って通学プロックの上を歩いているBさん

通学歩道を渡っていいのかなー

どうしたんだろう？

ワーク① ① Aさんは何を困っているのでしょうか？

Aさん

ワーク② ② Aさんに対して、自分の思ったことを書いてみましょう。

1 まちの中にあるバリア

ワーク① ① Bさんはなぜ困っているのでしょうか？

Bさん

ワーク② ② Bさんに対して、自分の思ったことを書いてみましょう。

1 まちの中にあるバリア

目が聞こえない Cさんの場合

電話がなかなか通じないわー

通話時間まで40分かかる予定です

あ、どうしてみんな電車を降りるの？

どうしたんだろう？

ワーク① ① Cさんはなぜまどまっているのでしょうか？

Cさん

ワーク② ② Cさんに対して、自分の思ったことを書いてみましょう。

【心のバリアフリー】とはなんだろう？

まち（社会）の中には、障壁や壁、バスの出入り口の扉の位置のような「目に見えないバリア（障壁）」があります。そのための2ページのようにお話を聞いたりすることや、3ページのように通話歩道の設置が済んだら良かったら、早くの人は通話歩道に立寄ることが、同じやり方でできない人もいます。

自分と同じやり方でできない人を見て、「嫌いだからできないんだ」と、「目が見えないから通話歩道を使わないのが大変なんだ」と思ったことはありませんか？

それとも、「嫌いでも上げられるようにすればいいのに」や、「目が見えなくても通話歩道に立寄ることがあればいいのに」というように思いましたか？

相手のことをよく知る前に「できないんだ」「大変そうだ」「かわいそうだ」と勝手に決めつけてしまうのは、障壁や壁、壁障という**心のバリア**です。

まち（社会）の中には、障壁のような「目に見えるバリア」だけでなく、**心のバリア**のように思っている「目に見えないバリア」があることを知りましょう。

人の心のなかに「目に見えないバリア」があることや、みんなそれぞれに障壁があることを理解し、バリアを取り除くための行動をとることが**心のバリアフリー**といえます。

では、**心のバリアフリー**を自然にするために、あなたにできることは何でしょうか？



1 まちの中にあるバリア

ハンドブック 2～5ページ

(1) 目的、この単元のポイント

◆目的

車いす使用者がお店に入れない理由や視覚障がい者が横断歩道を渡れない理由について考え、言語化してもらうことにより、自分自身に「できなくてかわいそう」等の偏見や思い込みという「心のバリア」がないか、気づいてもらうことを目的としています。

◆この単元のポイント

「心のバリアフリー」とは、心の中にある先入観、偏見等の障壁を取り除き、すべての人の存在をお互いに理解し、支え合う考え方をいいます。（詳細はハンドブック27ページ）

ワークを通じて、自分とは違う方法で行動する人を見たときに、「できないんだ」「かわいそうだ」と無意識のうちに勝手に決めつけていないか、どうして困っているのか、本人以外の部分でバリア（障壁）になっているものに「気づく」ことが大切です。

1 まちの中にあるバリア

イラストを見て、ワークをやってみましょう！

車いすを使っている Aさんの場合

いつもは車いすでイスイ移動しているAさん

あ、お店に入れない

どうしたんだらう？

目が見えない Bさんの場合

まげに
行きたい

楽しみに
待たせて

いつもは目覚ましを
着せて歩いているBさん

どうしたんだらう？

ワーク1 ① Aさんは何を困っているのでしょうか？

Aさん

② Aさんに対して、自分の思ったことを書いてみましょう。

1 まちの中にあるバリア

ワーク2 ① Bさんはなぜ困っているのでしょうか？

Bさん

② Bさんに対して、自分の思ったことを書いてみましょう。

1 まちの中にあるバリア

目が見えない Cさんの場合

電話がなかなか
つながらない

電話機の高さ
が気になります

電話機の高さ
が気になります

あ、どうしてみんな
電話を握りませんか？

どうしたんだらう？

ワーク3 ① Cさんはなぜ困っているのでしょうか？

Cさん

② Cさんに対して、自分の思ったことを書いてみましょう。

「心のバリアフリー」とはなんだろう？

まち（社会）の中には、障壁や壁紙・バスの出入り口の段差のような「目に見えるバリア（障壁）」があります。そのほか、2ページのようにお店の開業を止めることや、3ページのように高齢者等の被害者が減らされたら困るなど、早くの人は困難なくできることが、同じやり方でできない人もいます。

自分と同じやり方でできない人を見て、「偉いからできないんだ」とか、「目が見えないから高齢者被害をわらうのが大変なんだ」と思ったことはありませんか？

それとも、「偉いでも上げられるようにすればいいのに」とか、「目が見えなくても前ほどわかる被害者があればいいのに」というように思いましたか？

相手のことをよく見せずに「できないんだ」「大変そうだ」「かわいそうだ」と勝手に決めつけてしまうのは、障壁や障紙、壁紙という**心のバリア**です。

まち（社会）の中には、障壁のような「目に見えるバリア」だけでなく、**心のバリア**のように目に見えないから出てくる「目に見えないバリア」があることを知りましょう。

人の心のなかに「目に見えないバリア」があることや、みんなそれぞれに被害があることを理解し、バリアを取り除くための行動することを**心のバリアフリー**といいます。

では、**心のバリアフリー**を自覚するために、あなたにできることは何でしょうか？



（2）ワークに取り組むうえでのポイント

1 まちの中にあるバリア

ハンドブック
2～5ページ

◆ワークに取り組むうえでのポイント 1/4

- 1クラスをA・B・Cそれぞれに分けたり、1つのテーマについてクラスで考える方法が考えられます。
- ワークは、必ずみんなで意見を共有することを推奨します。
- 自由に発言してもらい、
発言内容について基本的に否定はしません。
(「障がい者だからだめ」等過度な差別発言については指導をお願いします)
- みんなの発言を踏まえてから、
5ページを読むことでまとめになります。



◆ワークに取り組むうえでのポイント 2/4

【ワーク1】

バリアに出合った人は何を思っている（困っている）のか考える

⇒イラストの吹き出しにあることを書き出せば理解できていることがわかります。

例) Aさん・・・段差で入れないことを悲しんでいる・怒っている・困っている

Bさん・・・横断歩道まできたけれど、渡っていいのかどうか判断する手がかりがない

Cさん・・・音声案内が聞こえないので、なぜみんなが電車をおりているのか理解できない

【ワーク2】

A～Cさんの状況を見て自分の思いを表現する

⇒素直な気持ちを表現してもらい、発表を通して周りの人との考え方の違いを知ります。

例) <気づきが必要>大変そう（だけど自分には関係ない）、障がいがあるから仕方ない など

<そのまま評価>段差がなければ入れるのに、自分だったら声かけをしたい など

◆ワークに取り組むうえでのポイント 3/4

【ワーク2から5ページの気づきへ】

大変なのは「本人に障がいがあるから」ではなく、「まわりにバリアがあるから」

次の単元の8ページにこのことについて説明があるので、2～4ページで気づいたことを忘れないうちに先に8ページへ進むことも可能です。

【心のバリアがあった人には】

- 「障がい者は自分と違うから」と、相手のことをよく知らずに無関心でいたり、偏見をもつことは、差別であり、人権侵害です。
- すべての人に基本的人権があり、誰もが自らの意思で行動し、あらゆる分野の活動に参加できることを伝えることが重要です。
- 人権の授業とあわせてワークを進めることで、障がい者等の人権について考えることができます。

◆ワークに取り組むうえでのポイント 4/4

まわりにあるバリアには、大きく分けて4つのバリアがあります。

<物理的なバリア>

車いすでは上がれない段差／車いすの人が入ることができないトイレ/音響案内のない信号機 など

<制度的なバリア>

障がいがあることを理由に施設の利用を断ること／補助犬の入店を拒否すること など

<文化・情報面でのバリア>

電車に音声案内しかない／点字での案内板がない／分かりにくい説明や難しい言葉 など

<意識上のバリア>

横断歩道で立ち止まっても誰も声をかけない／点字ブロックの上に立って邪魔になっている など

例えば、Aさんであれば車いすでは上がれない階段がある（物理的なバリア）、Bさんであれば信号機に音響案内がない（物理的バリア）、誰も声をかけてくれない（意識上のバリア）、Cさんであれば、電車に音声案内しかない（文化・情報面でのバリア）、誰も声をかけてくれない（意識上のバリア）があります。

1 まちの中にあるバリア

ハンドブック 2～5ページ

(3) 参考リンク

1 まちの中にあるバリア

イラストを見て、ワークをやってみましょう！

車いすを使っている Aさんの場合

いつもは車いすでイスイ移動しているAさん

カフェ 楽しみだね！

あ、お話に入れない

どうしたんだらう？

ワーク1 ① Aさんは何を困っているのでしょうか？

Aさん

② Aさんに対して、自分の思ったことを書いてみましょう。

2

目が見えない Bさんの場合

歩きたい

楽しみだね

いつもは杖を使って歩いているBさん

どうしたんだらう？

ワーク2 ① Bさんはなぜ困っているのでしょうか？

Bさん

② Bさんに対して、自分の思ったことを書いてみましょう。

3

1 まちの中にあるバリア

目が見えない Cさんの場合

電車かなかなか来ないわー

駅前駅まで40分かかる予定ですが

あれ？ どうしてみんな電車を降りるの？

どうしたんだらう？

ワーク3 ① Cさんはなぜこまっているのでしょうか？

Cさん

② Cさんに対して、自分の思ったことを書いてみましょう。

4

「心のバリアフリー」とはなんだろう？

まち（社会）の中には、障壁や壁紙・バスの入り口の段差のような「目に見えるバリア（障壁）」があります。そのための2ページのようにお話を聞いたりすることや、3ページのように障壁や壁紙がなくなったりすることなど、早くの人は聞けなくすることが、同じやり方でできない人もいます。

自分と同じやり方でできない人を見て、「聞いてからできないんだ」と、「目が見えないから障壁や壁紙をわたるのが大変なんだ」と聞かされたことはありませんか？

それとも、「聞いても上げられないようにすればいいのに」と、「目が見えなくても聞かされたら障壁や壁紙があればいいのに」というように聞かれましたか？

相手のことをよく知る前に「できないんだ」「大変そうだ」「かわいそうだ」と勝手に決めつけてしまうのは、障壁や壁紙、障壁という**心のバリア**です。

まち（社会）の中には、障壁のような「目に見えるバリア」だけでなく、**心のバリア**のように目には見えない「目に見えないバリア」があることを知りましょう。

人の心の中に「目に見えないバリア」があることや、みんなそれぞれに障壁があることを理解し、バリアを取り除くために行動することを**心のバリアフリー**といいます。

では、「心のバリアフリー」を自覚するために、あなたにできることは何でしょうか？

5

◆参考リンク

【心のバリアフリーノート】

各教科等に関係する教材や資料集等のウェブサイトについて（サイト中段）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/1394142.htm

⇒文部科学省が作成している心のバリアフリーのための教材です。

指導者用もあり、具体的な授業の進め方についても記載しています。



【知っていますか？街の中のバリアフリーと「心のバリアフリー」】

<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201812/1.html>

⇒政府広報オンラインで作成している、4つのバリアについてまとめた記事です。



◆目的

ここでは、車いすAさんがお店の人にスロープを用意してもらう、視覚障がい者Bさんが声をかけてもらって横断歩道を渡るなど、合理的配慮や声かけによってまちのバリアがあっても解決する方法があることに気づいてもらうことを目的としています。

◆この単元のポイント

「**障害の社会モデル**」とは、障がい者が日常生活や社会生活で受ける制限は、心身の機能の障がいのみならず、社会における様々な障壁（バリア）と出合うことによって発生するという考え方のことを言います。また、障壁を取り除くのは社会の責務であり、社会全体の問題です。

この単元では、「声かけ」というアプローチからはじめていくことでまわりにあるバリアを解消するきっかけになることを知ってもらいます。

◆ワークに取り組むうえでのポイント

- AさんとBさんについては、6ページで対応例を示しています。それ以外にも対応例はあるので、このあとの「具体的な対応例」を参照し、適宜紹介をしてください。
- 様々な対応例はありますが、あくまで当事者本人の意向を聞き取り、可能な範囲で対応することが必要です。⇒**合理的配慮**
- 一通りの方法だけでなく、「声かけによってどうすれば良いのか聞き取ることが大切」ということを伝えます。

【ワーク】

Cさんが困っていたことを整理して、自分なりにできそうなことを考える

⇒4ページでのCさんが困っていたこと、その時自分が思ったことを振り返り、Cさんに対して自分ができそうなことを自由に書いてもらいます。（対応例は8ページ下段にあります）

◆具体的な対応例

***いずれの例も、声をかけて、どうすれば良いのか本人に聞くことが大切です。**

<Aさん>

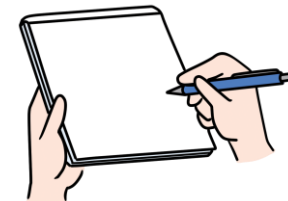
- 店員が聞き取り、商品のテイクアウトを行う
- 階段のないところでテラス席を用意してもらう 等

<Bさん>

- 腕や肩を軽く触り、自分につかまってもらい、いっしょに歩くことを提案する 等

<Cさん>

- 口の形を見せながら説明をする
- スマホに入力した文字を見せる
- 車掌さんを呼んでくる 等



◆声かけについて (1/2)

- 声かけについては、児童生徒へ指導する場合は、困ったふりをして犯罪に巻き込む大人がいる場合があるため、一人だけで行動するのではなく、複数人や大人と一緒に行動することを推奨してください。
- せっかく声かけをしたのに断られてしまう場合もあります。時には、自身に余裕がなく、冷たい言葉で返してしまう方もいます。そういう時に落ち込んで次の声かけをためらってしまう、という声があります。そういう時は「その人は今は困っていなかった」と安心して、前向きにとらえるように伝えてください。
- 「障がい者や高齢者はみんな困っている」わけではなく、障がい等に関係なく「何かに困っている人がいる」場合に声かけをするように教えます。
多少のバリアなら自分の力で解決できる方もいることを合わせて知ってもらうことが大切です。



◆声かけについて (2/2)

- 例えば、白杖を使っている方でスムーズに歩いている方は困っていません。
むしろ途中で声をかけることでこの先の行動がわからなくなることがあります。
白杖の方は、困っているとき「SOSサイン」を発しています。
白杖を頭上50cm程度に掲げてSOSのシグナルを見かけたら、進んで声をかけ、困っていることなどを聞き、サポートをお願いします。
その他、立ち止まって白杖で何かを探しているなど困っている様子や駅のホームや路上などで危険な場面などがあった時は、白杖によりSOSのシグナルを示していなくても、声をかけてサポートをお願いします。

- <白杖SOS等障がい者に関するマーク紹介URL>
内閣府ホームページ「障害者に関係するマークの一例」
<https://www8.cao.go.jp/shougai/mark/mark.html>



◆声かけをしてもらってうれしかったことやしてほしいことなど（当事者からのコメント）

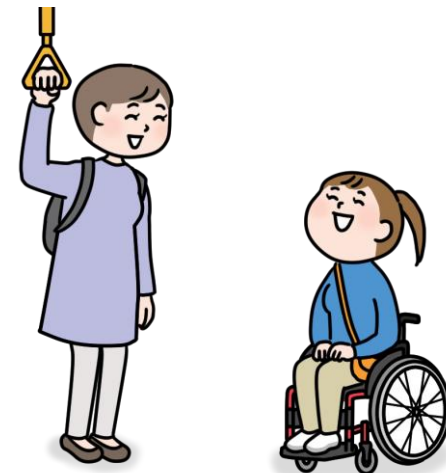
【肢体不自由者(車いす・杖を使っている人など)】

- 「お手伝いしましょうか？」と声をかけられると良いです。「お困りですか」「大丈夫ですか」と言われたら、とっさに「大丈夫です」と遠慮してしまいます。
- 困っている場合は、車椅子のまま止まっていることが多いです。そのような場合には、「何かお手伝いしましょうか」と声をかけてくれると嬉しいです。
- まわりの人に助けを求めることもできますが、自分（肢体不自由者）側から声をかけることには緊張します。
- 車いすを介助してもらおうとき、「どこを持ちますか？」と聞いて確認してくれると良いです。車いすは構造上不安定なところもあるので、持ってほしいところを自分から伝えることもあります。
- 声をかけてもらった後、実際に手伝ってもらわなくても、「ありがとうございます」「お気をつけて」など挨拶して別れると、気持ち良いです。

◆声かけをしてもらってうれしかったことやしてほしいことなど（当事者からのコメント）

【肢体不自由者(車いす・杖を使っている人など)】

- 硬い表情をした人の中には、麻痺の影響で無表情の人もいることを知ってほしいです。声をかけてもらったり、お手伝いしてもらえるのは助かっていますし、嬉しいので、めげずに声をかけてほしいです。
- 障がい者も、状況もそれぞれなので、断られても「たまたまそうだったんだ」と思っしてほしいです。
- 分からないときは気楽に質問して良いです。子どもが質問しようとしているとき、大人が質問を止めることがあります。大人を含めて気楽に聞いてほしいです。人にもよりますが、聞かれて嬉しい人の方が多いと思います。



◆声かけをしてもらってうれしかったことやしてほしいことなど（当事者からのコメント）

【視覚障がい者】

- 白杖で歩いていたら、道路の白線から出ていたので、子どもが「白線はもうちょっとこっちですよ。右の方です。」と声かけて、その後もしばらく見守ってくれました。教えてくれて嬉しかったです。
- ガイドヘルパーや盲導犬に声をかけるのではなく、本人に声をかけてほしいです。
- いきなり荷物を持ってくれる人がいますが、バランスを崩してしまうので危険です。「何かお手伝いしましょうか？」と声をかけ、もし気づかなければ軽く叩いてもいいので声かけをお願いします。
- 盲導犬といっても迷うことがあります。キョロキョロしていたら、視覚障がい者に声をかけてほしいです。
- 一人で白杖で歩いている時、点字ブロックが見つければそこからは一人でも行けますが、白杖を振っても近くにあるはずの点字ブロックが見つからない時があるので、その時は声をかけてほしいです。

◆声かけをしてもらってうれしかったことやしてほしいことなど（当事者からのコメント）

【視覚障がい者】

- 盲導犬も私も目標に向かって歩いている時に「かわいい～」などと声をかけられてしまうと、犬の集中力が落ちて歩けなくなってしまう。かわいいからと声をかけないでください。
- 一人でテンポよく歩いている時、「そこ階段！」など言ってもらえることがありますが、逆に手が固まってしまうので、テンポよく歩いている時は見守ってくれると嬉しいです。
- 座席が空いているときは、黙って譲られても分からないので言葉をかけながら教えてください。
- トイレで順番を待つのは当たり前と思っていますが、
並んでいるのか・どこが空いたのかもわからないので、
「ここで並んで下さい。一緒に並びましょう」
の声掛けが嬉しいです。
視覚障がい者は、バリアフリートイレでなくても大丈夫なので、
周囲の人の優しい声かけがほしいです。



◆声かけをしてもらってうれしかったことやしてほしいことなど（当事者からのコメント）

【聴覚障がい者】

- ジェスチャーや筆談など、伝える方法は色々あるので、コミュニケーションをしようと思う気持ちがあれば伝わります。
- 後ろから声をかけられても分からない人が多いので、声をかける時は、前にまわって目を合わせて「どうしましたか？」と聞いてください。（口の形が見えるように）
- 口の形だけで伝わらないこともたくさんあります。「たまご」と「たばこ」など。その時には、身振りや手振り、筆談なども有効なので、幅広いコミュニケーション方法があることを知ってもらいたいです。
- 聞こえる人と同じサービスを受けられるのが一番嬉しいです。レストランなどで、「おすすめはこちらです」などと、聞こえる人に説明するのと同じ内容を聴覚障がい者にも教えてもらえると嬉しいです。

◆声かけをしてもらってうれしかったことやしてほしいことなど（当事者からのコメント）

【聴覚障がい者】

- 難聴で聞こえにくいことを知っている周りの人が、話す前にマスクを取ってくれるのが嬉しいです。マスクを取る、ゆっくり話してくれる、身振りを一緒にしてくれるだけでも助けになります。
- 「聴覚障がい者」として接するのではなく、ひとりの人として見てほしいです。ただ、音声で情報を得るのが難しいということだけです。
- 人間はみんな何でもできる訳ではなくて、聞こえる人も苦手な部分があると思います。それをお互いに助けあえる社会になってほしいです。
「障がいがあるから、手助けが必要」という教育ではなく、
「人はそれぞれできること、できないことがある。
それと同じで、聞こえる人もいれば、聞こえない人もいる。」
それだけです。



◆声かけをしてもらってうれしかったことやしてほしいことなど（当事者からのコメント）

【知的障がい者・発達障がい者】

- 電車で冷たい感じの対応をされた時に、近くにいたおばさんが「そんなこともあるわよね。声を出したくなることもあるわよね。」と声をかけてくれました。障がいのことを理解している人がいるだけでも、（ねぎらいや共感の）声をかけてもらえるだけでも落ち着けます。
- まわりの人が声をかけることで、まわりの冷たかった視線の人たちも、「そうなんだあ〜」と分かってもらえることもあり、視線も和らぐことがあります。
- 大声で話しかけるのは止めてほしいです。特に後ろからの大声はとても困るので、後ろから「どけ！」と言われてしまうと、ビックリして、その場で固まってしまいます。その時に「大丈夫よ」と声をかけてくれる人もいますが、逆に動けなくなるため、結局はまわりの人が私を避けて通ることになってしまいます。
- 想定していないところから声をかけられるとビックリして動けなくなってしまう。前からの声かけだと、まだいいですが、なるべく優しい声で話しかけてほしいです。

◆声かけをしてもらってうれしかったことやしてほしいことなど（当事者からのコメント）

【知的障がい者・発達障がい者】

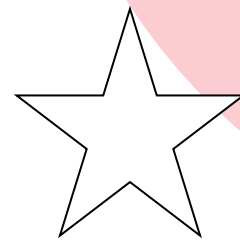
- 無意識に他害（グッと力を入れて肩をつかんでしまうなど）してしまうこともあるため、パニックになっている時に子どもは近づかず、近くの人を呼んでくるなど、そっと見守ってほしいです。
- 電車内で怒鳴ってくるような人には、その人に直接言うのではなく、一緒にいるお母さんや家族、介助者などに寄り添った声をかけてもらえると嬉しいです。
- まずは、こういう特性のある人たちがいるということを知って（理解して）もらいたいです。



この章では、肢体不自由者や視覚障がい者、聴覚障がい者など、それぞれのニーズや特性を知り、偏見や差別をなくしていくために自分ができることについて考えます。

3 いろいろな人の声を聞いてみよう ～肢体不自由者～

ハンドブック
10～11ページ



肢体不自由者の困っていることなど

3 いろいろな人の声を聞いてみよう
～困っていること・私たち、まわりができること～

3-1 肢体不自由者（車いす・杖を使っている人など）

困っていること **車いすを使っている人**

- 通路や、でこぼこした道を避けるのが大変です。下り階段と一緒に入ります。
- 狭いところにある箱を取ったり、扉に通じた箱を取ったりすることがむずかしいです。
- 階段やエスカレーターが狭いので、エレベーターを使います。
- トイレを使うときは、広いスペースが必要です。

困っていること **杖を使っている人、手足の一部が麻痺している人**

- 箱を持つたり、文書を覗いたりすることがむずかしい人もいます。
- バランスを崩しやすい入息のため、電算やバスで立っていることがむずかしいです。

＊ 私たち、まわりができること

- エレベーターしか使えない人がスムーズに使えるように、階段やエスカレーターを使えるときはそちらを使います。
- 電算やバスの優先席は、あなただけが座るはずるときは譲ってください。
- 電算席の優先スペースは車いす利用者などのために空けておきましょう。（くわしくは23ページ）

車いすを使っている人への対応

その人の車いすに合わせた対応が必要なので、どのようにお手伝いをすればよいのか、まず車いすを使っている人に確認しましょう。

※1

※2

車いすから降りるときは

少しでいいから降りるときは、必ずブレーキをかける。ほんの少しでも輪が動いていると動き出しにくい、危険だからです。

転倒のときは

(正) 片手もしっかりと握って、力を入れながらゆっくり降します。
(逆) 片手もしっかりと握って、手が離れないように降します。急な下り坂の場合は、後ろ向きに下りる方法もあります。

コラム **車いすの種類**

車いすにはいろいろな種類があります。移動車いすや、車いすの補助（手すり・昇降機）などがあります。

移動車いす 補助車いす 手すり・昇降機

◆肢体不自由者

ここでは、車いすを使っている人、杖を使っている人、手足の一部が麻痺している人など、肢体のいずれかに障がいがある人について紹介しています。

冊子に記載されている困りごとはごく一部であり、その他にもさまざまな困りごともあることを知ってもらう必要があるほか、実際に当事者のインタビューや講話を行うことも効果的です。



(当事者の声)
何もないのにじろじろ
見ないでほしいです。
障がいを気にしたり、
珍しそうに見るのは顔
に出ます。



◆肢体不自由者の困っていることなど

- 手が不自由で、ファミレスのドリンクバーの飲み物を運ぶことが苦手です。特にお盆にカップを乗せて運ぶことが苦手で落として割ってしまったことがあります。店員がいやな顔せず「大丈夫ですよ」と優しくフォローしてくれたことがありがたかったです。
- 最近ロボット配膳のファミレスが増えましたが、手が不自由なのでロボットからお料理を受け取ることができないので、お店の人をお願いすることがあります。
- 手が不自由だとタッチパネルが操作しにくいです。位置を特定しにくく、押したつもりでもうまく押されないことがあります。
- 小学校3～4年生くらいの子どもたちが前で並んで話しながら歩いていましたが、狭い歩道で追い越せず、よけてほしいと声をかけることもできませんでした。

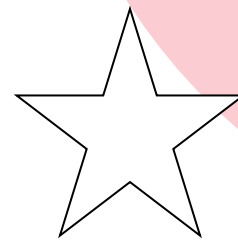


私たちにとっては便利だと思っても、他の人にとっては不便な場合もあるということを知っておくことが大切です。

この章では、肢体不自由者や視覚障がい者、聴覚障がい者など、それぞれのニーズや特性を知り、偏見や差別をなくしていくために自分ができることについて考えます。

3 いろいろな人の声を聞いてみよう ～視覚障がい者～

ハンドブック 12～13ページ



- 視覚障がい者の困っていることなど
- 視覚障がい者が利用する移動手段



◆視覚障がい者

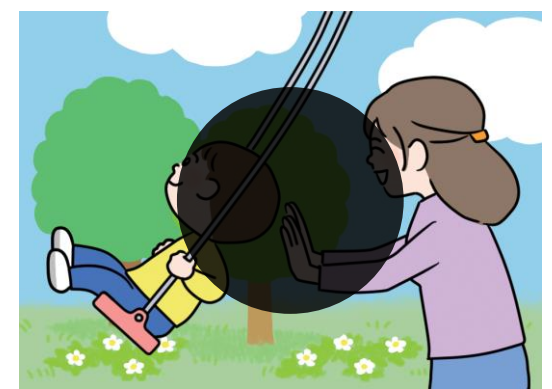
ここでは、全く見えない人、見えにくい人（ぼやけて見える、見える範囲が狭い、中心が見えない）について紹介しています。見え方についても人それぞれ個性があるため、一概には言えません。



ぼやけて見える



見える範囲が狭い



中心が見えない

（これはあくまで見え方の一例です。）

冊子に記載されている困りごとはごく一部であり、他にもさまざまな困りごともあることを知ってもらう必要があるほか、実際に当事者のインタビューや講話を行うことも効果的です。

◆視覚障がい者の困っていることなど (1/2)

- 「すみません」と何度か声を出して店員を呼んだら、店員から「ここを押して呼んでください」と言われてしまいました。しかし、見えないので呼び出しボタンの位置は分かりません。
- 朝の駅のホームなどでは乗り換え時に子どもたちが走って移動するので、白杖を蹴られることがあります。白杖を蹴飛ばされると自分で見つけられず、拾えないので困ります。
- 白杖は視覚障がい者が使用していることを知らない人が多いです。「その白い杖は何?」「釣り竿ですか?」など質問されたことがあります。もっと白杖を知ってほしいです。

白杖 (ハンドブック 13 ページ)

白杖は足元の状況を確認したり、まわりの人に目が見えにくいことを伝えるために使うものです。



◆視覚障がい者の困っていることなど (2/2)

- 気配で感じる時もありますが、自転車や車が後ろギリギリまで来ていることに気づかないこともあります。危ないと感じるし、ビックリして困ったこともあります。歩道を歩いている視覚障がい者が後ろから自転車が来ても分かりません。それに気づいたまわりの人が知らせて寄るように言われてはじめて分かることがあります。

(※自転車は原則として、子どもと高齢者以外は走ることはできません)

- 道路の壁際に置いてある放置自転車を倒してしまったり、歩車道の無い道路に車が止まっていてミラーに肩が当たってしまったり、トラックの荷台に頭をぶつける事もあります。
- 歩道が無い道で後ろからも前から車が傍まで来ている事が分からない事が多いです。
- スピードを出していないと音が小さい車も多く、車が近づいた事が分からずビックリすることもあります。

自転車マナーについての困りごとが多く寄せられました。



◆視覚障がい者が利用する移動手段



<盲導犬>

詳細は、ハンドブック25ページ。

仕事中の盲導犬の邪魔をしないことや、飲食店等への入店が可能であることを理解することが必要です。



<白杖>

白杖は視覚障がい者の「目」の代わりです。

絶対に触ったりしないでください。

また、ただの杖だと思って取り上げることがないようにしてください。



<同行援護>

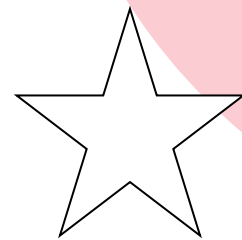
視覚障がい者の「目」の代わりとして一緒に行動をしています。

ただし、視覚障がい者に話しかける時には、必ず視覚障がい者本人に話しかけましょう。

この章では、肢体不自由者や視覚障がい者、聴覚障がい者など、それぞれのニーズや特性を知り、偏見や差別をなくしていくために自分ができることについて考えます。

3 いろいろな人の声を聞いてみよう ～聴覚障がい者～

ハンドブック 14～15ページ



- 聴覚障がい者の困っていることなど
- 電話リレーサービスについて

◆聴覚障がい者

ここでは、全く聞こえない人、聞こえにくい人について解説しています。聞こえ方についても人それぞれ個性があるため、一概には言えません。

「みんな日本人だから、日本語が分かるでしょ？」と思われがちですが、母語が日本語の人と、母語が日本語ではなく手話の人がいます。母語が手話の人は、文字（文章）の理解が難しく、特にカタカナの単語や専門用語などは伝わりにくいです。

冊子に記載されている困りごとはごく一部であり、その他にさまざまな困りごともあることを知ってもらう必要があるほか、実際に当事者のインタビューや講話を行うことも効果的です。



(当事者の声)
助けて欲しいと思った時には声をかけるようにしていますが、その時に「聞こえない人がいるんだ」と普通に、当たり前に対応してくれる雰囲気を作ってもらえると嬉しいです。

◆聴覚障がい者の困っていることなど

- 店員などの初対面の人に、難聴であることを分かってもらうことは難しいです。私が聞こえないことを知っている人であれば「もう一度お願いします」と聞き返すことができますが、知らない人にはお願いしにくく、早く終わらせたくて適当に返事をしてしまい、違う回答が来てしまうことがあります。
- 聴覚障がい者の中でも手話ができない人もおり、筆談を希望する人もいます。手話をみんなが使えるようになったら良いとは思いますが、「聴覚障がい者＝手話」と思い込まないでほしいです。聞こえる人（聴者）に「手話を覚えないと聴覚障がい者とコミュニケーションができない」というイメージを持たれてしまうと、聴覚障がい者みんなと関わることができなくなってしまいます。
- 日本語の理解が不得意な聴覚障がい者は、メールの内容を理解することが難しいので、書き方を簡潔にするように工夫していただけると助かります。
- 二重否定など（「～ないこともない」）は伝わりにくいです。また、「来月、また来てください」よりも「〇月にまた来てください」と具体的に伝えてもらえると分かりやすいです。

◆電話リレーサービスについて

- FAXや電話リレーサービスを利用している聴覚障がい者が多いです。もっと多くの人に電話リレーサービスの仕組みについて知ってもらいたいです。

<電話リレーサービスとは>

聴覚や発話に困難のある人と聞こえる人との会話を、通訳オペレーターが「手話」または「文字」と「音声」を通訳することにより、電話でリアルタイムにつながるができるサービスです。

よくお店の予約に利用していますが、最初に通訳オペレーターから通訳である旨の案内があるため、迷惑電話に間違えられて切られてしまうことが多いです。
どうか最後まで話を聞いてほしいです。

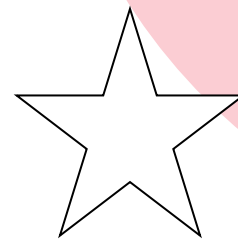


参照：一般財団法人日本財団電話リレーサービス <https://www.nftrs.or.jp>

この章では、肢体不自由者や視覚障がい者、聴覚障がい者など、それぞれのニーズや特性を知り、偏見や差別をなくしていくために自分ができることについて考えます。

3 いろいろな人の声を聞いてみよう ～知的障がい者／発達障がい者～

ハンドブック 16～17ページ



- 知的障がい者や発達障がい者の困っていることなど



◆知的障がい者／発達障がい者

ここでは、知的障がい者や発達障がい者について解説しています。発達障がいのあり方は人それぞれであり、診断名がその人の特徴そのものではないことに注意してください。

冊子に記載されている困りごとはごく一部であり、その他にもさまざまな困りごともあることを知ってもらう必要があります。

発達障がいにはいくつかの診断名（自閉症、アスペルガー症候群など）がありますが、いくつかのタイプが重なっていることが多く、その重なり方や症状などは人によって違います。

そのため、「診断名＝その人の特徴」とは言い切れません。

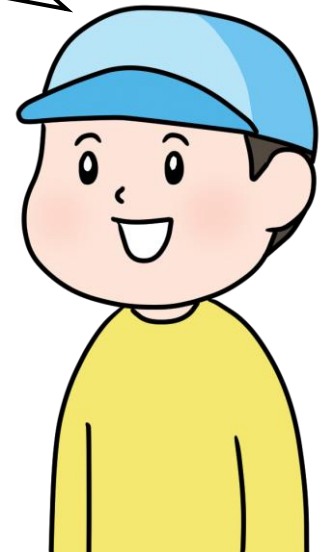


◆知的障がい者や発達障がい者の困っていることなど

(すべて知的障がいや発達障がいのある子の親から)

- 電車内で大きな声が出てしまうことがあるため、まわりから冷たい視線を感じます。人から「うるさい」「静かにさせろ」「親の教育が悪い」などと言われたこともあり、心が折れたこともあります。その時は「すみません。声が出てしまうので…」と答えるしかなく、電車に乗る時はすぐに降りられるドアの近くに乗るようにしていました。
「なるべく迷惑をかけないように…」という気持ちで利用しています。
- まわりの人から、「かわいそうね」「頑張っているね」と言われるのは嫌です。相手側も「かわいそうね」と言って、自分の境遇を確認しているのかもしれないですが…。
- あたたかい対応は嬉しいですが、おせっかいと感じてしまう時もあります。そっとしておいて、嫌な顔をせず、そっと見守るだけでも助かります。

「見守る」ことも大切な支えのひとつになることがあります。



この章では、肢体不自由者や視覚障がい者、聴覚障がい者など、それぞれのニーズや特性を知り、偏見や差別をなくしていくために自分ができることについて考えます。

3 いろいろな人の声を聞いてみよう

ハンドブック 18～21ページ

- その他、まちにはさまざまな人がいます



◆妊婦、子育て中の親（18ページ）

高齢者、内部障がい者・難病の人（19ページ）／精神障がい者（20ページ）／
高次脳機能障がいの人、外国の人、性の多様性（21ページ）

- 社会に障がいがあると感じている人はさまざまいます。冊子に記載されている方は一部であり、その他にもさまざまな困りごとがある人もいることを知ってもらう必要があります。
- 当事者意見の中で、共通していることは、「配慮してくれているようで、実は周りから遠ざけられていることがある」ことです。「マイクロアグレッション」*ともいいます。

*マイクロアグレッション

小さな攻撃性を意味し、他人を傷つける意図はないが、結果として傷つけてしまうような発言や行動を指す。具体的には、人種や文化背景、性別、障害、価値観など、自分と異なる人に対する無意識の偏見や無理解、差別心が含まれている言葉や行動など。このように差別の一種でありながら、発言をした本人が「差別している」という意識がないことも多い。また人によっては差別に見えない細かなやりとりのために、多数派である人々にとっては無視できる、という不公平な構造がある。

この章では、肢体不自由者や視覚障がい者、聴覚障がい者など、それぞれのニーズや特性を知り、偏見や差別をなくしていくために自分ができることについて考えます。

3 いろいろな人の声を聞いてみよう

ハンドブック 10～21ページ

・ 参考リンク



◆参考リンク

【参考動画（YouTube）】

- 東京都 心のバリアフリー「見た目では分かりにくい障害者等への配慮」

https://youtu.be/mPV5s6jxGoc?si=7V0YUZcPoXIRm_sX



- 東京都 心のバリアフリー「外国人へのコミュニケーションでの配慮」

<https://youtu.be/jTY7ktQSLuE?si=ZqMnmC2h90XDColw>



エレベーターやバリアフリートイレ、障がい者用駐車区画の適正利用に努めることや、まち（社会）の中にある障がい者などのためのマーク、身体障害者補助犬の紹介を通して、バリアフリーをよりよく進めていくための行動について考えます。

4 もっとバリアフリーを進めるために

ハンドブック 22～25ページ

4 もっとバリアフリーを進めるために

まち（社会）の中では、障壁や壁、区画、様々なバリアフリーが導入されています。

例えば、障害者用のためのエレベーター、車いすを置ける人などが乗れるトイレや浴室等、車いすの人が歩くための手すりや手すりブロックなどの設備です。

そのための、車いすを置ける人、車いすの設置、車いすの設置、エレベーターを置ける人、手すり、浴室など、さまざまな人たちがまち（社会）のまちを歩くと、新しいまちができています。



しかし、まち（社会）の中にあるバリアフリー設備について、本当に使いたいときに使えないことがあり、こまごましている人もいます。

21ページまで読んで勉強した内容を元に、あなたができることはなにを考えてみましょう。

歩道ブロック

歩道ブロックは点線などこまごま設置が重要となる点線ブロック（歩道ブロック）と、行き先や場所を案内する案内ブロック（案内ブロック）があります。目の不自由な人が手がかりにしているため、歩道ブロックの点線は必ず設置し、案内ブロックは必ず設置するようにしましょう。

不当に使いたい人が使えるようにしましょう！

〈エレベーター〉

エレベーターに乗る人（例えば、車いすやベビーカーなど）がいます。

エレベーターが乗るとき、エレベーター以外に乗る人は乗降やエスカレーターを使います。



〈バリアフリートイレ〉

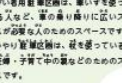
車いすを置ける人の乗るときに車いすの向きを戻されるように広くつくられているトイレです。

その際、トイレの入り口にも乗れる大きなベッドや、人工股門、人工股脚の人が乗降を助けるための設備、ベビーカー・ベビーカーが乗ります。



〈障がい者用駐車区画、車いす専用駐車区画〉

障がい者用駐車区画は、車いすを置ける人など、車の乗り降りしやすいスペースが必要となる人のためのスペースです。車いす専用駐車区画は、車を置ける人や車輪、子育て中の車などのためのスペースです。



(1) 参考リンク

◆参考リンク

【参考動画（YouTube）】

<エレベーター>

- 東京都 心のバリアフリー「お店を利用する時のバリア編」

https://youtu.be/ao8XwMPd_cY?feature=shared



<バリアフリースイレ>

- 東京都 心のバリアフリー「選びましょう 自分にあったトイレ」

<https://youtu.be/mzASGCKjGMY?si=Vm9Hag40wtJ0fNwG>



<障がい者用駐車区画・思いやり駐車区画>

- 東京都 心のバリアフリー

「バリアフリー設備（障害者等用駐車区画）の適正利用」

<https://youtu.be/knarYdiIp34?si=VyDe-ZQELGmFQ0J2>



エレベーターやバリアフリートイレ、障がい者用駐車区画の適正利用に努めることや、まち（社会）の中にある障がい者などのためのマーク、身体障害者補助犬の紹介を通して、バリアフリーをよりよく進めていくための行動について考えます。

4 もっとバリアフリーを進めるために

ハンドブック 24ページ

(2) いろいろなマーク紹介
／掲載マークの引用元リンク



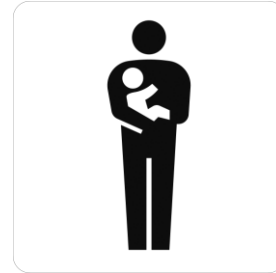
◆いろいろなマーク紹介



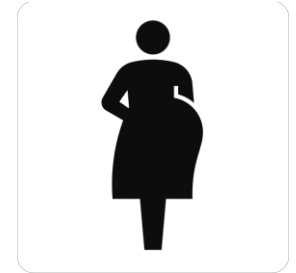
スロープ



障害のある人・
けが人優先設備



乳幼児連れ
優先設備



妊産婦優先
設備

これらのマークやピクトグラム*は、店舗やバリアフリートイレなど不特定多数の方が利用する施設で見られます。社会科見学等を通して、マーク探しなどすると効果的です。

*ピクトグラム

情報や注意を示すための案内図記号です。文字の代わりに視覚的に表現することで、言葉の違いや年齢等にかかわらず、情報の伝達を行うことができます。

◆掲載マークの引用元リンク

【ハンドブック本誌】

- 内閣府ホームページ「障害者に関するマークの一例」

<https://www8.cao.go.jp/shougai/mark/mark.html>



【別冊57ページ】

- 公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団「標準案内用図記号」

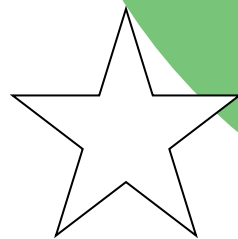
https://www.ecomo.or.jp/barrierfree/pictogram/picto_top2021.html



エレベーターやバリアフリートイレ、障がい者用駐車区画の適正利用に努めることや、まち（社会）の中にある障がい者などのためのマーク、身体障害者補助犬の紹介を通して、バリアフリーをよりよく進めていくための行動について考えます。

4 もっとバリアフリーを進めるために

ハンドブック 25ページ



(3) 身体障害者補助犬について
／補助犬ユーザーが行っていること



◆身体障害者補助犬について

- 厚生労働省ホームページ「身体障害者補助犬」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shoug_aishahukushi/hojoken/index.html

⇒啓発用ショートムービーもあります。



補助犬は、「身体障害者補助犬法」に基づき訓練・認定されています。受け入れる施設側には、法律に基づき、補助犬の同伴を受け入れる義務があります。



◆補助犬ユーザーが行っていること（厚労省リーフレット「もっと知ってほじょ犬」より）

補助犬がまちの中で清潔に移動することができるよう、補助犬ユーザーは獣医師の指導を受けながら、補助犬の体調や衛生・行動の管理をしっかり行い、健康と清潔を保っています。

<食事>

食事・飲水の時刻と量を決めることで、排せつの時刻や健康を管理しています。

<トイレ>

補助犬の体調に合わせて、指示した場所で排せつをするようにマナーを守っています。

<ブラッシング>

毎日のブラッシングと定期的なシャンプーを行い、清潔を保っています。ときに、洋服やケープを着せ、抜け毛を防止しています。

<検診>

衛生を確保するため、健康診断は年に2回以上、検便や血液学的検査は年に1回以上実施。

「身体障害者補助犬健康管理記録」をつけています。

「町田市障がい者差別をなくし誰もがともに生きる社会づくり条例」と「合理的配慮」について説明しています。

5 みんなが暮らしやすいまちをつくらう

ハンドブック 26ページ

5 みんなが暮らしやすいまちをつくらう

「誰もが住んでいるまち（住居）の中には、子どもから大人、障がいがある人もない人も、いろいろな人が暮らしています。

町田市では、まち（住居）の中にある「バリア」をなくす取り組みを行い、みんなが暮らしやすいまちづくりを進めてきました。しかし、障がいがない人にはバリアを感じないことも、障がいがある人にはバリアとなってこまることがあります。

障がいがある人がさらに「自分のしたいこと」ができるまち（住居）にするため、**障がいがある人もない人も、みんなが暮らしやすいまちをつくらう**をすすめています。

この条例では、「したいことがあるけれど、バリアがあってこまっているのを解決してほしい」と相談があったら、その解決方法をみんなで話し合ったり、相談された人は「**合理的配慮**」をしましょう、というルールを決めています。みんなでお互いを助けて、誰もが「自分のしたいこと」ができる暮らしやすいまち（住居）をいっしょにつくっていきましょう。

※条例では、他のルールや決まりとあわせて使います。

コラム

合理的配慮ってなに？（障い方を助けている人さんの場合）

障い方を助けている人さんは障がい者がバリアにならず、平に生活できるように、お困りの人に相談すると、障いなしでできるスロープが用意されるとお聞きしました。そこで、人さんおのりのスロープを貸したいと、お困りの人がスロープを準備しました。このように話し合い、お困りの人がお困りの状況をお聞きし、相談された人さんの状況で行うことを「合理的配慮」といいます。



町田市「みんなが暮らしやすいまちをつくらう」条例のイラスト

- 「町田市障がい者差別をなくし誰もがともに生きる社会づくり条例」
- 合理的配慮に関する事例紹介

◆「町田市障がい者差別をなくし誰もがともに生きる社会づくり条例」ホームページ

https://www.city.machida.tokyo.jp/iryo/syougai_hukushi/syougaitorikumi/sabetukaisyoujourei.html



条例についてわかりやすく解説した動画を作成しています。

- 町田市公式YouTube「2024年10月1日スタート！

町田市障がい者差別をなくし誰もがともに生きる社会づくり条例」

<https://youtu.be/mRyzU2uh5yY?si=UeEjj0L5VUZ7DLDR>



◆合理的配慮に関する事例紹介

- 内閣府ホームページ「合理的配慮等具体例データ集」

<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/jirei/index.html>



- 東京都福祉局ホームページ「合理的配慮の提供の詳細と具体例」

https://www.fukushil.metro.tokyo.lg.jp/tokyoheart/sabetsu/sabetsu_03.html



子どもたちの学習を深めるため、先生や保護者向けに「心のバリアフリー」や、「障害の社会モデル」などの用語解説を行っています。

6 先生や保護者の方へ (用語集)

ハンドブック
27ページ

6 先生や保護者の方へ(用語集)

6-1 用語の説明

(1) 心のバリアフリー

町田市障がい者づくり委員会事務局では、「心のバリアフリー」について、「心の中に障がい者、障害者の偏見を取り除き、すべての人の存在をお互いに理解し、支えあう考え方をいう」と定義しています。

すべての人が本来の力を発揮でき、皆らの意思や行動し、あらゆる分野の活動に参加できること、地域社会の中での意思や行動、発言に妨げられないことが目的です。

(2) 障害の社会モデル

障がい者が日常生活及び社会生活において受ける制限は、心身の機能の障がいのみならず、社会における障がい(バリア)と向きあうことによっても発生するものと考えられます。そのため、障害を取り除くのは社会の責務であり、社会全体の役割として捉えます。

(3) 意識的配慮

障がい者から、社会の障壁を取り除くために得るものの効果を必要としていることの意識が伝えられることで、その意識に呼応するさまざまな環境を整えることで、お互いに継続的に新しい、効果のいく方法もあつていくことが望めます。

6-2 「町田市障がい者差別をなくし誰もがともに生きる社会づくり条例」について

町田市では、年齢や性別、障がいの種類等にかかわらず、誰もが平等に活躍できる社会を、目指すことのできる市民社会の実現を目的とし、2024年10月1日に「町田市障がい者差別をなくし誰もがともに生きる社会づくり条例」を施行しました。

本条例の主な特徴は次の5つです。

- 1 不当な差別的取扱いの禁止
- 2 意識的配慮
- 3 障がい、障がい者及び「障害の社会モデル」に対する理解促進
- 4 障別の対話
- 5 差別に関する相談体制



(1) 「障がい者」の「害」の字について

◆「障がい者」の「害」の字について (1/2)

「障害」の考え方として、個人の心身の機能の障がいが原因として、個人的な問題であるとする「医学モデル」の考え方と、「障害」は個人の心身の機能障がいと社会的障壁の相互作用によって作り出されるもので、社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるとする「社会モデル」の考え方があります。

2006年に採択された世界のルールである「障害者権利条約」では、「**障害の社会モデル**」の考え方が示されており、日本でもこの条約を批准して、「障害者基本法」の改正や「障害者差別解消法」を制定しました。

町田市は2003年から、「障害者」のように「ひと」に使用する場合に、表記を「障がい者」とする運用を行ってきました。上述のとおり「障害」は社会の側にあるという考え方に変わっていますが、従来より「害」の文字には「悪くすること」「わざわざ」という否定的な意味（「広辞苑」より）があります。

◆「障がい者」の「害」の字について (2/2)

このことから、「ひと」に関連して使用する場合に、「害」を使用することは人権尊重の観点から好ましくないと考え、平仮名表記としています。

ただし、国の法令や町田市以外の条例・規則及びそれに基づく制度、並びに施設の名称や団体名等の固有名詞はそのままの表記とします。

「心のバリアフリーハンドブック」内では、「害」と「がい」が入り混じることで子どもたちが混乱することがないように、「がい」の字で統一をしています。(例:「障がいの社会モデル」)

授業内で、先述の考え方について必ず触れる必要はありませんが、そういった考え方があることをご理解いただいたうえで、お役立てください。

子どもたちの学習を深めるため、先生や保護者向けに「心のバリアフリー」や、「障害の社会モデル」などの用語解説を行っています。

6 先生や保護者の方へ (用語集)

ハンドブック
27ページ

(2) 参考文献
／参考リンク

6 先生や保護者の方へ(用語集)

6-1 用語の説明

(1) 心のバリアフリー

町田市障がい者社会づくり推進推進協議会では、「心のバリアフリー」について、「心の中に障がい者、障害者の偏見を取り除き、すべての人の存在をお互いに理解し、支えあう考え方をいう」と定義しています。

すべての人が誰もが人権を尊重され、皆らの意思や関心、あらゆる多様な価値観に尊重されるよう、地域社会に向けた意識や取り組みに努めます。

(2) 障害の社会モデル

障がい者が日常生活及び社会生活において受ける制限は、心身の機能の障がいのみならず、社会における障がい者差別(バリア)と向きあうことによっても発生するものと考えられます。そのため、障害を取り除くのは社会の責務であり、社会全体の役割として捉えます。

(3) 合理的配慮

障がい者から、社会の障壁を取り除くために得るべきの効果を必要としていることの認識が促されることで、その障壁に解消や改善できない障壁を減らすことで、お互いに機動的に働き、結果のいく方向も変えられることの実現です。

6-2 「町田市障がい者差別をなくし誰もがともに生きる社会づくり条例」について

町田市では、年齢や性別、障がいの種類等にかかわらず、誰もが身近な地域で安心して暮らすことのできる市民社会の実現を掲げ、2024年10月に「町田市障がい者差別をなくし誰もがともに生きる社会づくり条例」を施行しました。

本条例の主な効果は次の5つです。

- 1 不当な差別的取扱いの禁止
- 2 合理的配慮
- 3 障がい、障がい者及び「障害の社会モデル」に対する理解促進
- 4 障壁の対抗
- 5 差別に関する相談体制



◆参考文献

<障害者差別解消法や合理的配慮に関する書籍>

- 「これならわかる スッキリ図解 障害者差別解消法 第2版」
二本柳覚/著 翔泳社 2024.12
ISBN:978-4-7981-8740-2 (町田市立図書館は第1版のみ所蔵)
- 「障害のある10代のための困りごと解決ハンドブック
—あなたがあなたらしく生きるためのヒント」
野口晃菜・松波めぐみ/編著 現代書館 2025.4
ISBN:978-4-7684-3611-0
町田市立図書館でも貸出可能です。資料番号：1911284337



掲載している書影は、国立国会図書館サーチの書影APIのデータ(データ提供機関: 出版情報登録センター)を利用しています。

◆参考リンク

<心のバリアフリーや障害の社会モデルに関するリンク>

- 「心のバリアフリー」を学ぶアニメーション教材（首相官邸）

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tokyo2020_suishin_honbu/udsuisin/program.html

⇒2017年に作成の動画で、合理的配慮についての情報が古いため、
使用にはご注意ください。



- ユニバーサルデザイン2020行動計画（首相官邸）

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tokyo2020_suishin_honbu/ud2020kkkaigi/pdf/2020_keikaku.pdf

⇒国が示す「心のバリアフリー」の考え方や方針について記載しています。



- 「心のバリアフリー」ホームページ（東京都福祉局）

<https://kokoro.metro.tokyo.lg.jp/>

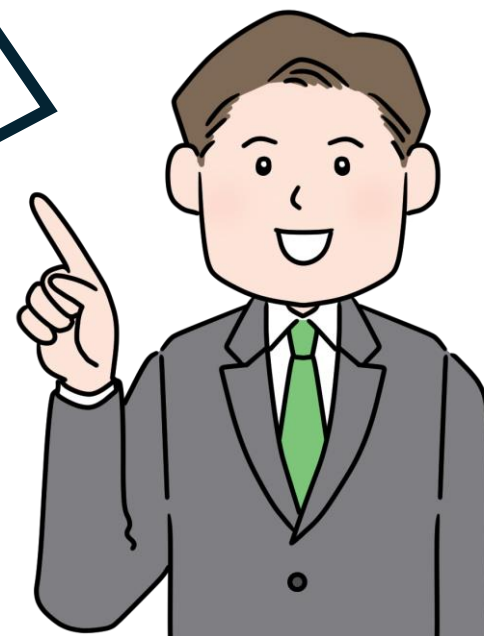
⇒児童・生徒向けの「心のバリアフリー」に関する啓発動画や取組などをまとめています。



心のバリアフリーハンドブックは
市ホームページから
閲覧やダウンロードができます。
市ホームページ⇒



出前授業の実施など、心のバリアフリーに関
する普及啓発活動についてのご相談は、以下
の連絡先までお気軽にお問い合わせください。



編集・発行 町田市地域福祉部福祉総務課
連絡先 町田市地域福祉部福祉総務課
〒194-8520 町田市森野2-2-22
電話：042-724-2133 FAX:050-3101-0928

2026年4月初版